

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月12日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

関内駅地下3階対向壁緊急解体工事
・対向壁解体工 一式

2 履行（納品）場所

中区尾上町3丁目42番地

3 契約日

令和4年4月4日

4 履行日又は履行期間

令和4年3月2日から令和4年3月31日まで

5 契約金額

¥2,970,000.－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥270,000.－）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社渡辺組 代表取締役 渡辺 一郎
横浜市中区南仲通3丁目31番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

軌道内の定期点検において、関内駅地下3階の対向壁の設置状況に問題があることが判明し、列車運行の安全を維持確保するためにも、早急に対向壁を撤去する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

(1)軌道内での施工実績があること、(2)夜間作業に工事監理が可能なこと、(3)不測の事態に緊急対応可能であることを選定条件としました。

9 所管課

横浜市交通局工務部建築課